

平成19年1月26日

金融庁検査局総務課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

〒101-8509
東京都千代田区内神田3-1-2

「金融検査評定制度」の一部改正（案）に対する意見

標記について、下記のとおり意見、確認事項を提出いたしますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 総論

- ・ 現行の「評定段階及び着眼点（例）」において評定項目ごとに示されていた「評定上の優先度」（ ）が、今回の改正案では削除されているが、改訂後の金融検査マニュアルの各チェック項目により評定を行うこととなった後も、引き続きチェック項目ごとの重要度（優先度）の違いは残ると考えられることから、検査官によって優先度の判断が異なるといった恣意的な運用がなされることのないよう、優先度について予め一定の目線合わせを行っていただくとともに、可能な範囲でその目線（優先度）について開示していただきたい。
- ・ 金融検査評定制度の改正を踏まえ、現行の「金融検査評定制度の試行に関するQ & A」についても、名称を含め所要の改正が行われることを確認したい（今回、制度の内容が改正されたことに伴い、施行当初は制度の解釈等を巡る疑問点が引き続き残ると考えられることから、「金融検査評定制度に関するQ & A」等として存続させていただきたい）。

2. 各論

[9 頁 「3. 顧客保護等管理態勢」の「評価における留意点等」の【プラス要素】(4)]

- ・「顧客の評価も絶えず向上している場合」とあるが、顧客の評価が絶えず向上し続けることは現実的には考えにくい（一定水準に達すれば顧客の評価は高位で安定すると考えられる）、「顧客の評価も向上もしくは高い水準で安定している場合」といった表現に修正すべきと考える。なお、この点に関し、顧客の評価が向上（もしくは安定）していることを具体的にどのような方法により判断されるのかについて確認したい。

以 上